

利用契約

本契約は、使用者（会社含む）使用者と東京都千代田区神田司町に所在する株式会社 NeU（以下「NeU」といいます）との間の契約であり、NeU が提供するアプリケーション「HOT Measure ver. 2」および関連するあらゆるソフトウェア、ドキュメント（以下「本プログラム」といいます）の使用者使用者による利用に関するものです。また、本契約は、本プログラムに付随されるアップデート、およびサポートサービスにも適用されます。もし、アップデートやサポートサービスに他の個別条件が定められている場合は、個別条件が優先して適用されます。

使用者使用者が本プログラム使用权を購入、または使用を開始した際に、本契約の条件に同意したものとみなします。使用者が本契約の条件に同意しない場合、本プログラムをインストール、アクセス、または使用しないでください。使用者が本契約を遵守する場合、使用者には以下の権利が付与されます。

本プログラムは NeU が販売する携帯型脳活動計測装置「HOT-1000」から出力されるデータをアンドロイド端末内に記録する目的でのみ利用できます。HOT-1000 をご使用になる前に HOT-1000 の取扱説明書をお読みになり、正しくご使用ください。

1. 本プログラムの使用

NeU は、使用者が本契約を遵守することを条件として、本プログラムの使用を許諾します。使用者は、本プログラムにおける使用者の権利を転売、賃貸、リース、または貸与することはできません。本プログラムの全部または一部を問わず複製することはできません。本プログラム 1 ライセンスにつきアンドロイド端末 1 台に本プログラムをインストールして使用することを許諾いたします。ただし、使用者 1 名で、かつ複数のアンドロイド機器を保有している場合、同一の使用者が複数台のアンドロイド端末に本プログラムをインストールし、使用することを許諾します。

本プログラムは研究用途を目的としております。直接的、または間接的に事業活動（サービス等）に利用する場合には NeU との間で新たな使用許諾契約を締結する必要があります。

2. 使用許諾の範囲

本契約は使用許諾であり、本プログラムを販売するものではありませんので、本プログラムの著作権は NeU に帰属します。お客様は、以下の目的で本プログラムを利用することはできません。

- ・他者へのコピーの提供。
- ・改編すること。
- ・賃貸、リース、または貸与すること。
- ・医療目的で使用する。
- ・健康増進等の効果を根拠なく謳うこと。
- ・犯罪行為の全部または一部をなすこと。

- ・公序良俗に反して利用すること。
- ・連鎖講（マルチ商法、ねずみ講、マルチまがい商法）などに類する勧誘・取引行為に利用すること。
- ・宗教的な目的、儀式などの行為に使用すること。
- ・乳幼児に対するサービスの提供を行うこと。
- ・その他 NeU が不適切と判断するものを提供すること。

NeU は、使用者が本契約に違反した場合、直ちに本プログラムの使用を差し止める権利を有します。

3. 輸出制限

本プログラムは、日本の輸出管理法および輸出規制の対象となります。使用者は、日本国政府の指示に基づき輸出手続きを行ってください。

4. 保守サポート

本プログラムについては、保守サポートを使用者に提供する義務を NeU は負いません。ただし、NeU が使用者にサポートプログラムを提供する場合があります。その際、その時点で最新の NeU のポリシーが適用されるものとします。サポートプログラムに関連して、使用者が NeU に提供する技術情報またはその他の情報は業務上の使用目的（製品のサポートおよび開発を含みます）において、NeU は個人を特定しない形で使用することができます。

5. 終了

NeU は、使用者への事前の通知により、本プログラムの提供を中止、または、変更する権利を留保します。使用者が本プログラムに不満がある場合、使用者の唯一かつ排他的な救済方法は、本プログラムの使用を中止することです。

6. 権利の留保

本契約に基づき明示的に付与される許諾を除き、本プログラムに関するすべての知的所有権は、NeU が保有します。

7. データの二次利用

NeU は、本プログラムの利用に伴い生成されるデータに関し、匿名化された情報に加工された上でのビッグデータ解析への利用、製品の向上のために利用する権利を有します。NeU は、そのような情報を、使用者を個人的に特定できる形式で使用することはありません。

8. 変更、通知

NeU が本契約を変更する場合には、当該変更が有効になる前に使用者に通知します。使用者が当該変更不同意の場合には、使用者は本プログラムの使用を中止しなければなりません。NeU は、使用者に通知するにあたり、NeU ホームページに掲載する方法、または使用者が NeU に提供した電子メールアドレスに通知する方法を選択できます。

9. 完全合意

本契約書は、本契約に含まれる対象事項に関する当事者の完全かつ唯一の合意を構成し、当事者間に存在するすべての従前の合意は効力を失うものとします。

10. 適用される法令

本契約書は、日本国法に準拠するものとし、本契約書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

11. 保証

本プログラムを使用したことによるリスクおよび責任の一切は使用者が負うものとします。

12. 救済、もしくは損害賠償に関する制限および除外

使用者は、通常の使用において発生した不具合により損害を被った場合、NeU に直接的な損害に対する損害賠償を請求する権利があります。その際の賠償金額は本プログラムの利用ライセンスの購入価格を上限とします。使用者は本プログラムの一時的な中断による損害、派生損害、逸失利益、特別損害、間接損害、または付随的損害を含むその他一切の損害についての賠償を請求することはできません。また、原因の特定が困難な不具合、オペレーションシステムに起因する不具合、他のアプリケーションと関連して生じている可能性のある不具合については、損害賠償を請求することはできません。

2018 年 3 月 30 日版